

令和7年度 固定資産税 償却資産申告の手引き

市税につきましては、日頃より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
償却資産は、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となっており(地方税法第 342 条)、
償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在酒田市内に所有して
いる償却資産について申告していただくことになっています。
昨年と比べて、資産の新規取得や滅失がない場合も、異動が無い旨の申告手続きが必要です。

○固定資産税における償却資産を申告していただく方

毎年1月1日現在(賦課期日)において、個人、法人の別を問わず、酒田市内に事業(農林漁業・製造業・建設業・卸売業・小売業・金融保険業・不動産業・運輸通信業・サービス業等)の用に供することができる償却資産を所有している方。

○申告方法

来庁又は郵送による提出

申告書の書き方について質問等ない方は各総合支所への提出も可能です。
また、エルタックス(インターネット利用)でも可能です。エルタックスの利用手続きは、エルタックス(eLTAX)ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> でご確認ください。

○申告期限

申告期限は令和7年1月31日ですが、事務処理上、1月20日まで申告してくださるようご協力をお願いします。

○申告書の控えについて

申告書及び種類別明細書は複写になっており、3枚目がお客様控えです。控えに受付印が必要な場合は控え(3枚目)も含めてご持参ください。

なお、申告書を郵送される方で控えに受付印を必要とされる場合は、控えの申告書等と切手を貼った返信用封筒に住所、氏名(会社名等)を記入したものを同封してください。

(控用の申告書を送付されても、返信用封筒がない場合は返送しません。)

提出先 酒田市総務部税務課償却資産係
(酒田市役所 2 階 税務課窓口 5)

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目 2 番 4 5 号
電話 (0234) 26-5717

償却資産とは...

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。)をいいます。(地方税法第 341 条第 4 号〈固定資産税に関する用語の意義〉)

たとえば、会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等が対象になります。

ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象となっているものは除きます。

1. 提出書類及び申告の注意点

○提出書類

申告方式	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類・様式
一般方式	令和 6 年1月2日以降に新規事業を開始された方	令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	・償却資産申告書(3 枚複写)(緑色) ・種類別明細書(増加資産・全資産用)(緑色)
	今回初めて申告される方		
	上記以外の方	令和 6 年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	・償却資産申告書(3 枚複写)(緑色) ・種類別明細書(増加資産・全資産用)(緑色) ・種類別明細書(減少資産用)(赤色)
企業電算処理方式	企業の電算処理より申告される方	令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	・償却資産申告書(自社作成) ・種類別明細書(自社作成)(全資産用) ・種類別明細書(自社作成)(増加・減少資産用)

○その他注意事項

※申告対象資産の多少にかかわらず、申告が必要です。

※申告をした後に申告事項の誤りがありましたら、直ちに修正申告をしてください。

○不申告、虚偽の申告をした場合

不申告や虚偽の申告が確認された場合、並びに申告もれの場合は、不足税額を追徴することとなっています。(地方税法第 368 条)また、正当な理由がなく申告しない場合、虚偽の申告を行った場合は、懲役・罰金又は過料が科されることがあります。(同法第 385 条及び第 386 条)

なお、申告内容について実地調査を行う場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。(同法第 408 条)

2. 税額等について

○評価額の計算方法

区分	前年中に取得したもの	前年より前に取得したもの
評価額	取得価額×{1-(減価率×1/2)}	前年度評価額×(1-減価率)

○固定資産評価基準による減価率表(抜粋)

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	7	0.280	12	0.175	17	0.127
3	0.536	8	0.250	13	0.162	18	0.120
4	0.438	9	0.226	14	0.152	19	0.114
5	0.369	10	0.206	15	0.142	20	0.109
6	0.319	11	0.189	16	0.134	30	0.074

耐用年数は、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第 1、2、5、6』による。

○課税標準額

酒田市内における賦課期日現在の資産の評価額が決定価格となり、通常は決定価格が課税標準となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じた後の価格が課税標準額となります。固定資産税における償却資産の評価額算定は、旧定率法によります。

○免税点

償却資産の課税標準額が 150 万円未満の場合には、償却資産に固定資産税は課税されません。

○税率

固定資産税の税率は、1.4/100 です。

○税額

償却資産のほかに土地、家屋の各々免税点以上の課税標準額の合計額(1,000 円未満切捨て)に税率を乗じた額(100 円未満切捨て)が固定資産税の税額となります。

○納期限

納期は年6期で、5月、7月、9月、11月及び翌年の1月、2月の各月末です。

(月末が休日等の場合の納期限は、次の金融機関の営業日となります。)

○償却資産課税台帳

台帳の閲覧について償却資産申告に基づいて決定した価格を登録した償却資産課税台帳を閲覧することができます。土地・家屋の課税台帳の閲覧も可能です。課税台帳の閲覧は、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の4～5月(第1期納期限)までは無料ですが、縦覧期間以外は有料となります。縦覧・閲覧対象者や対象資産には制限がありますので、詳しくは係までお問い合わせください。

○非課税

地方税法第348条に定める資産については、非課税措置が講じられています。該当資産がある場合には、非課税該当資産であることを証明する資料を添付のうえ、固定資産税非課税規定適用申告書と償却資産申告書を提出してください。

○課税標準の特例

地方税法第349条の3及び本法附則第15条並びに旧法附則第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「**固定資産(償却資産)特例適用申請書**」をご請求の上必要事項を記入し、特例内容にかかる資料と共にご提出ください。

適用される償却資産の例

ガス事業用資産、船舶、公共の危害防止施設等(汚水又は廃液処理施設、ゴミ処理・産業廃棄物処理施設、下水道除外)、再生可能エネルギー発電設備、先端設備等導入計画の認定を受けた事業者が取得した構築物・機械・装置等

(注)上記適用は一部です。なお、適用条件・特例率・適用期限等は法律が改正された場合に条件等が変わることもあります。詳しくはお問い合わせください。

3. 主な償却資産(固定資産税の課税対象)

資産の種類		対 象 例
1	構 築 物	煙突、貯水池、井戸、水槽、門、塀、庭園、駐車場の舗装路面、側溝、ガス・石油タンク、給油所等の上屋(キャノピー)、広告塔(看板等)、建物付帯設備のうち業務の用に供するもの
2	機 械 及 び 装 置	電気機械、化学機械、土木機械、建設機械、工作機械、印刷機械、その他物品の製造、加工、修理等に使用する機械装置、ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械等
3	船 舶	漁船、貨物船、作業船、浚渫船、はしけ、ボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、構内運搬車、貨車、リヤカー、荷車等 ※自動車税・軽自動車税(小型特殊自動車含む)の対象となるものは対象外です。
6	工 具、器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、型、机、椅子、ロッカー、金庫、OA機器、広告看板、レジスター、陳列ケース、テレビ、クーラー、医療用機器、理美容器具、自動販売機、飲食店の什器備品等

◎次に掲げる資産も対象となります。

- 1 税務会計上減価償却の対象となる資産
(赤字決算等で減価償却を行わない場合でも申告は必要です。)
- 2 **償却済資産**(法定耐用年数を経過し、帳簿上は残存価格分しか資産計上されていないが、事業用として現在も使用している資産)
- 3 **建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産**
- 4 **簿外資産、償却済資産、寄贈品のうち、事業の用に供している資産**
- 5 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの。
例: 中小企業者の少額減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産
- 6 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却しているもの
- 7 **遊休、未稼働資産**で1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- 8 福利厚生のに供するもの
- 9 **改良費**(資本的支出: 新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取扱います)

4. 固定資産税における償却資産の対象とならないもの

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ・無形固定資産(例：特許権、実用新案権、ソフトウェア等)
- ・**家屋の所有者が所有する電気設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋の構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。**
 ※上記の設備は家屋に含めて評価される設備(家屋附帯設備)であり、家屋評価に含まれているため、固定資産税における償却資産の対象とはなりません。
- ・地方税法上の「少額資産」の償却資産申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。

取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却	中小企業特例※	3年一括償却	一時損金算入
10万円未満	必要	必要	不要	不要
10万円以上 20万円未満	必要	必要	不要	—
20万円以上 30万円未満	必要	必要	—	—
30万円以上	必要	—	—	—

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税には適用されませんので申告の対象となります。(適用期限：令和7年3月31日まで)

5. 家屋附帯設備と償却資産の区分

固定資産税の取扱いでは、建物附帯設備等を家屋と償却資産とに区分して評価しています。

設備の種類	償却資産とする物の例
電気設備	受変電設備、蓄電池設備、発電機設備、中央監視制御装置、電灯照明設備のうち屋外のもの(ネオンサイン、スポットライト等)、特定の生産又は業務用の動力配線設備、電話設備、拡声装置、インターホン設備の装置及び機器類(配線を除く)
給排水設備	井戸、屋外の設備一式、独立した給水塔、特定の生産又は業務用の給排水設備
給湯設備	湯沸器、特定の生産又は業務用のボイラー
ガス設備	屋外の配管、特定の生産又は業務用のガス設備
空調設備	ルームエアコン等で家屋から構造上独立している設備
厨房設備 洗濯設備	接客の求めに応じて飲食、洗濯のサービスを提供する設備一式 (旅館、飲食店、病院、社員食堂等)
その他の 特殊な設備	可動間仕切り、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン、ブラインド、避難器具、夜間金庫、独立焼却炉、自転車置き場

※家屋の所有者と異なる賃借人が貸しビル、貸店舗等に施工した内装、造作等(家屋の附帯設備：地方税法第343条第10項)については、取り付けの方の償却資産(特定附帯設備)として申告が必要な場合があります。なお、詳しくは係までお問い合わせください。

6. 小型特殊車両について

小型特殊自動車に該当するフォークリフトや乗用装置のあるトラクタ、田植機などは、軽自動車税の課税対象車両です。そのため、下記の規格に該当する小型特殊自動車を所有している方は、軽自動車税の申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受けるようお願いします。

軽自動車税は、公道走行の有無にかかわらず、所有していることが課税の要件とされています。

構造	大きさ			最高速度
	長さ	幅	高さ	
1 フォークリフト・ショベルローダ 等 国土交通大臣の指定する 特殊な構造を有する自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15 km/h 以下
2 農耕トラクタ・田植機 等 国土交通大臣の指定する 農耕作業用自動車	制限なし			35 km/h 以下

※上記構造の車両で、大きさや最高速度がひとつでも上回れば大型特殊自動車となります。

大型特殊自動車を事業用資産としてお持ちの方は、償却資産の申告の対象になります。

(型式等により販売店やメーカーから大型特殊自動車の確認が取れたものも含みます。)

7. 国税(所得税・法人税)と固定資産税との主な相違点

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度:1月1日)
減価償却の方法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度(平成19年3月31日以前に取得分は、旧定額法・旧定率法)	一般の資産は、旧定率法
前年中新規取得資産	月割償却 (一定の場合は簡便償却)	半年(1/2)償却
圧縮記帳の制度	認められます	認められません(補助金等も含めた取得価格で申告)
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額の1円	取得価額の100分の5
改良費	合算評価	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価(申告)します)

8. 主な資産の耐用年数表(抜粋)

構築物(資産の種類1)

構造・用途	細目	耐用年数
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房	冷暖房設備	13
通風	(冷凍機の出力22kw以下)	
ボイラー	その他のもの	15
消化災害報知	火災報知器設備	8
広告用	金属製のもの	20
	その他のもの	10
舗装道路	コンクリート敷、ブロック敷	15
舗装路面	アスファルト敷	10

工具器具及び備品(資産の種類6)

構造・用途	細目	耐用年数
ガス家具、 機器、 及び電気 家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット	15
	主として金属製のもの	
	その他のもの	8
	応接セット	5
	接客業用のもの	
	その他のもの	8
	陳列だな及び陳列ケース	6
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	
	その他のもの	8
	その他の家具	5
	接客業用のもの	
	その他のもの	15
	主として金属製のもの	
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、 テープレコーダーその他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他 これらに類する電気又はガス機器	6
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー (電気式のものを除く)	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前 じゆうたんその他の床用敷物	3
	小売業用、接客業用、放送用 その他のもの	3 6
	室内装飾品	15
	主として金属製のもの	
	その他のもの	8
事務 機器 及び 通信 機器	謄写機器及びタイプライター	3
	孔版印刷又は印書業用のもの	
	その他のもの	5
	電子計算機	4
	パーソナルコンピューター (サーバー用のものを除く)	
	その他のもの	5
	複写機、計算機(電子計算機を除く) タイムレコーダー他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	電話設備その他の通信機器	6
	デジタル構内交換設備及び デジタルボタン電話設備	
	その他のもの	10

工具器具及び備品(資産の種類6)

構造・用途	細目	耐用年数
光学機器及び 写真製作機器	カメラ、映写機及び望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	8
看板及び 広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの	10
	主として金属製のもの	
	その他のもの	5
容器及び金庫	金庫	5
	手さげ金庫	
	その他のもの	20
理容又は 美容機器	理容・美容いす、洗面設備 ドライヤー、タオル蒸器、その他のもの	5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析又は血しょう交換用機器	7
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	6
	ファイバースコープ	
	その他のもの	8
	レントゲンその他の電子装置	4
	移動式のもの、救急医療用のもの 及び自動血液分析器	
	その他のもの	6
	その他のもの	3
	陶磁器製又はガラス製のもの	
	主として金属製のもの	
	その他のもの	5

中古の償却資産

・耐用年数の全部を経過した資産

→法定耐用年数の20%相当の年数

・耐用年数の一部を経過した資産

→耐用年数から経過年数を差引き、経過年数の20%に相当する年数を加える。

どちらの場合も計算結果から1年未満の端数は切り捨てる。
ただし、減価償却の原理上、計算結果が2年に満たない場合は耐用年数を2年とする。

<明細書の記入例>

該当する方を○で囲む

令和7年度
所有者コード

3657487 044 01581 01

種類別明細書(増加資産・全資産用)
1明治 2大正 3昭和 4平成 5令和
※H、R等は使用できません

所有者名			1枚のうち	
株式会社 O△商会			1枚	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月
行番号	資産の種類	資産コード	数量	取得年月
01	1	構内舗装(アスファルト)	1	50505
02	1	広告看板	1	50505
03	2	2柱リフト	1	50508
04	2	車検機械	1	50510
05	6	コピー機HC600P	1	50506
06	6	HCOテスター	2	50509
07	1	構内舗装(アスファルト)	1	50505
08	1	広告看板	1	50505

・左づめ、20字以内
・漢字、カタカナ、数字、英記号で記入
※①、α等の環境類似文字は使用できません

コードにあわせて記入

令和7年度
所有者コード

3657487 044 01581 01

種類別明細書(減少資産用)

所有者名			1枚のうち	
株式会社 O△商会			1枚	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月
行番号	資産の種類	資産コード	数量	取得年月
01	2	タイヤチェンジャー	1	42506
02	2	4柱リフト	1	42004
03	6	スタンド式看板	1	42810
04	6	スタンド式看板	1	42810
05	6	スタンド式看板	1	42810
06	6	スタンド式看板	1	42810
07	6	スタンド式看板	1	42810
08	6	スタンド式看板	1	42810

別添の種類別明細書を参照のうえ記入

特例資産がある場合はその旨記入

第二十六号様式別表一(提出用)

第二十六号様式別表二(提出用)

『種類別明細書（提出用）』の記入例

令和 7 年度

行政区分				世帯番号				所有者コード				種類別明細書				所有者氏名		1枚のうち			
000999				0900098765				0800012345				現在酒田市に登録されている内容です。				(提出用)		株式会社 ○△商会		1枚	
行番 号	資産 の 種 類	資産 コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得 年月 号	取得 年月 月	取得 価額	(イ) 耐用 年 数	特 例 コ ー ド	備 考											
01	1	00000001	受電設備 屋外型受変電設備 (キューピクル)	1	H	25	2	86,000,000	15												
02	1	00000002	広告看板	1	H	25	2	9,700,000	20												
03	1	00000005	構内舗装 (アスファルト)	1	H	25	2	58,900,000	10												
04	1	00000008	プレハブ倉庫	1	H	27	10	30,000,000	7												
05			構築物合計					184,600,000													
06	2	00000001	旋盤	1	H	23	6	24,975,000	12		新耐用年数14年										
07	2	00000002	シヨベルローダー	1	H	28	1	10,600,000	5		「耐用年数」の訂正例										
08	2	00000003	厨房設備	1	R	1	10	4,560,000	9												
09	2	00000004	冷却装置	1	R	1	10	16,700,000	12												
10			機械、装置合計					56,835,000													
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
合 計								241,435,000													

《説明》
種類別明細書の内容に訂正が必要な場合、朱書き訂正してください。
誤っている事項に取り消し線を引き、正しい事項を朱書きしてください。

※送付された種類別明細書(提出用)の全てのページを提出する必要はありません。
訂正したページのみ提出してください。
(訂正が不要の場合、『種類別明細書(提出用)』は『種類別明細書(本人控用)』とともに保管してください。)

償却資産申告についての注意点

1. 申告書への押印について

令和3年度の税制改正により、申告書への押印が不要となりました。
(当面の間、押印欄のある様式も使用しておりますので、御了承ください。)

2. 電子申告について

本市では、償却資産について、地方税ポータルシステム(eLTAX エルタックス)を利用した電子申告の受付を行っております。利用届出や詳しい情報は、eLTAX のホームページでご確認ください。(http://www.eltax.lta.go.jp/dantai/support/kouhou/)

3. 耐用年数の改正について

平成20年度税制改正におきまして、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われ、平成21年度分の償却資産の申告から改正後の耐用年数を用いることになっております。

該当する資産を申告される場合は、耐用年数の申告誤りによる耐用年数の修正と区別できるよう、種類別明細書の摘要欄にその旨の記載(例えば「省令改正による変更」等)をお願いいたします。

4. 家屋と償却資産の区分(P6 参照)

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。

(例) 受変電設備、発電・蓄電設備、ルームエアコン(壁掛型)、看板・ネオンサイン 等

5. 償却資産申告の不要なもの

次にあげる資産は償却資産の対象とはなりません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(P7 参照)
- (2) 無形資産 (例)特許権、コンピューターソフト 等
- (3) 繰延資産 (例)開業費、試験研究費 等
- (4) 棚卸資産 (例)貯蔵品、商品 等

6. 圧縮記帳の取り扱いについて

法人税法及び所得税法に基づく圧縮記帳は認められておりますが、固定資産税(償却資産)の評価では資産本来の価格、つまり取得時の正常な時価を課税標準とする必要があることから圧縮記帳は認められておりません。

固定資産税の課税免除について

酒田市内に工場等を新設又は増設したときに、一定の要件を満たしている場合は、固定資産税の全部又は一部が免除等されることがありますので、その要件や手続きについてのあらましをお知らせします。

○過疎法による課税免除

対 象 者：過疎地域内において下記の対象業種の用に供する設備を取得等※した者

※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含みます。

区 域：旧八幡町、旧松山町、旧平田町 の各地域

業 種：製造業、旅館業（下宿は除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等

取得価額：圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定し、事業者の資本規模に応じて、本表のとおり判定要件が変動します。

対象業種	適用設備を取得等した事業者の資本規模		
	5,000 万円以下 (個人事業者を含む)	5,000 万円超 1億円以下	1億円超
製 造 業 旅 館 業	取得価額 合計 500 万円以上	新・増設分に係る取得価額 合計 1,000 万円以上	新・増設分に係る取得価額 合計 2,000 万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等		新・増設分に係る取得価額 合計 500 万円以上	

適用設備：機械及び装置ならびに事業用家屋

適用期間：適用設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後 3 か年度

○未来投資促進法による課税免除

対 象 者：同意基本計画に定められた区域において承認事業のための施設を設置した者

※ 事前に山形県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受ける必要があります

※ 事前に国による事業先進性確認（確認書の交付）を受ける必要があります

区 域：市内全域（山林、市街地、自然環境保全地域等を除く）

業 種：山形県基本計画に定める地域経済牽引事業を行う業種

取得価額：対象事業に係る資産の取得価額の合計額が 1 億円を超える場合
(農林水産関連業種は 5, 0 0 0 万円を超える場合)

適用設備：構築物及び事業用家屋

適用期間：適用設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後 3 か年度

○地域再生法による課税免除又は不均一課税

対 象 者：特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域に本社機能（特定業務施設）を整備した者

区 域：県計画に定める地方活力向上地域

業 種：全業種（風俗営業等を除く）

取得価額：特定業務施設の用に供する資産の取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者などは1,900万円）以上の場合

適用設備：償却資産及び事業用家屋

適用期間：適用設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3か年度

○中小企業等経営強化法(地方税法附則第15条第44項)に基づく課税特例

（※令和5年3月31日までに取得した対象資産は旧法附則第64条の規定によります。）

対 象 者：資本金額1億円以下の法人又は従業員数1,000人以下の個人事業主等で先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）

※ 着工前に酒田市（商工港湾課）から「先端設備等導入計画」について認定証交付を受ける必要があります

適用設備：償却資産（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備）

適用期間：適用設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3か年度

○酒田市ホームページへの掲載情報

その他の課税特例

[トップページ](#) > [くらし](#) > [税金](#) > [固定資産税](#) > [わがまち特例について](#)

固定資産（償却資産）特例適用申請書のダウンロード

[トップページ](#) > [くらし](#) > [税金](#) > [固定資産税](#) > [償却資産に対する課税](#)

詳しいことは下記にお問い合わせください。

〒998-8540

山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市総務部税務課償却資産係

TEL 0234-26-5717(直通)

FAX 0234-26-5718